

著作権法第2条第1項第9号の7イに規定する文化庁長官が定める期間 (文化庁告示)(案)に関する意見募集の実施について

令和3年9月30日
文化庁著作権課

この度、文化庁では、文化庁告示の制定を予定しています。

このため、本件に関し、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載されています。

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 電子メール・FAX・郵送
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。)
- (2) 提出期限 令和3年10月31日(日) 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文化庁著作権課法規係 宛

FAX番号：03-6734-3813

電子メールアドレス：chosaku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【「文化庁長官が定める期間」への意見】としてください。)

また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。)

【3. 意見提出様式】

以下の項目に従って、御記載ください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、予め御了承願います。

1. 個人/団体の別
2. 氏名/団体名(団体の場合は、代表者の氏名も御記入ください。)
3. 住所
4. 連絡先(電話番号、電子メールアドレスなど)
5. 御意見

(※) 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

また、お寄せいただいた御意見は最終的に論点毎に整理しますので、論点を明記していただきますようお願い申し上げます。

<記入例>

件名：【「文化庁長官が定める期間」への意見】

1. 個人
2. ××太郎
3. 東京都×××××
4. ×××@××× / 03-××××-××××
5. 御意見
××について
.....
.....

【4. 備考】

- ① 様式を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ③ 御意見については、氏名、住所、連絡先を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁著作権課 法規係)